岩手県知事　達増　拓也　様

　　年　　月　　日

誓　約　書

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

法人にあっては名称

及び代表者の氏名

当社は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に基づく契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと、並びにこの申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

|  |
| --- |
| 地方自治法施行令（抜粋）第167条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。四　地方自治法[第234条の２](http://www.houko.com/00/01/S22/067.HTM#234-2)第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。 |

また、この誓約が虚偽であったことが判明した場合又はこの誓約に反した場合は、当社が不利益を被ることになっても異議は一切申し立てません。